

一般社団法人日本外傷学会専門医制度施行細則

第1章 運営

第1条 一般社団法人日本外傷学会（以下日本外傷学会と略記）専門医制度規則の施行に当り、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 専門医の到達目標

第2条 この制度に定める外傷専門医（以下専門医と略記）には、生命を脅かされる外傷患者（特に複数の基本診療領域に関わる患者）の系統的な初期診療，根本治療ならびに急性期管理を的確に実施することができ，それらに関する科学的検証を行えることを求める。具体的には以下の項目を満たす必要がある。

- 1) 外傷患者の系統的な初期診療を的確に行えること
- 2) 外傷患者の救命に関わる診断法・治療の適応や優先順位の決定を的確に行えること
- 3) 本細則4章12条に定める自らの専門領域の診断・治療に精通していること
- 4) 重症外傷患者の全身管理が的確に行えること
- 5) 事故・災害現場等にて，医療活動を実践できる能力を有すること

第3章 専門医制度委員会

第3条 専門医制度委員会の定員は，委員長1名と委員8名以上とする。

第4条 委員の任期は，2年とし再任をさまたげないが，連続6年を超えないことを原則とする。

第5条 委員長は，代表理事が指名し，委員は委員長が専門医の中から推薦し，それぞれ理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第6条 委員に欠員を生じたときは，委員長が専門医の中から推薦し，理事会の議を経て代表理事が委嘱する。補充によって選任された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

第7条 専門医制度委員会は，委員数の3分の2以上の委員の出席を要し，議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は，委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第8条 委員長は，議事録を作成し，これを保管しなければならない。議事録は原則として公開しない。

第9条 委員は，業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第10条 専門医制度委員会の事務は，一般社団法人日本外傷学会事務局において行う。

第11条 専門医制度委員会の統括下に，研修カリキュラム・プログラム委員会，資格試験作成委員会，専門医認定委員会，専門医研修施設認定委員会を設置する。各委員会の委員

長は専門医制度委員長が指名し、委員は各委員長が推薦し、それぞれ理事会の議を経て代表理事が委嘱する。各委員の数は、委員長の判断で適宜決定する。各委員会の委員長は専門医制度委員会の委員を併任する。

第4章 専門医の認定

第12条 専門医の認定を申請する者は、日本外傷学会専門医制度規則第3章第6条の資格を備えると共に、次の各項を満たしていなければならない。

1) 以下に定めるいずれかの学会専門医であること

日本医学放射線学会 日本救急医学会 日本形成外科学会 日本外科学会

日本整形外科学会 日本脳神経外科学会 日本麻酔科学会 (50音順)

2) 本細則第7章で定める日本外傷学会が認定する専門医研修施設またはこれに準じる外傷診療施設での研修条件および学術活動・災害訓練を満たしていること

(1) 研修期間

学会が認定した専門医研修施設等で専門医の指導のもとに5年以上の勤務を有すること

(2) 研修内容

①ISS16以上の症例を診療担当医として60症例以上経験していること

②JATECの受講を終了していること

(3) 学術活動

学術活動に関して以下の事項をいずれも満たすこと

① 学術論文：外傷診療を主題とする内容で、査読により採用された筆頭論文が1編以上あること。論文または雑誌の適否は専門医認定委員会で厳正に審査する。

② 学会発表：外傷診療を主題とする内容で、筆頭者として3題以上あること。なお、その内1題以上は日本外傷学会において発表したものとする。

(4) 災害医療活動

公的な災害訓練・研修コースの開催や参加経験のあること。1施設内やグループなど、限局したルールに基づいたものはこれと認めない

第13条 専門医の認定は次の3段階の審査によって行うものとする。

1) 専門医資格審査(専門医制度規則第3章第6条に基づく)

2) 診療実績および学術活動審査

3) 試験

第5章 専門医認定申請書類

第14条 専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類の正副本各1通を、別に定める審査料とともに、専門医認定委員会に提出しなければならない。

1) 専門医申請書(別に定める)

2) 履歴書(別に定める)

- 3) 医師免許証（コピー）
- 4) 専門医診療実績表（別に定める）
- 5) 専門医研修施設の研修終了証（別に定める）
- 6) 日本外傷学会学術集会への3回の参加を証明するもの（参加証あるいはその他：コピーでも可）
- 7) 学術活動実績表
 - (1) 掲載論文（コピーでも可）
 - (2) 学会発表（コピーでも可）
- 8) JATEC コース受講もしくは開催を証明するもの（コピーでも可）
- 9) 災害活動実績表（別に定める）
- 10) 推薦書（別に定める）

第6章 専門医の更新および申請書類

第15条 専門医の更新を申請する者は、専門医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類の正副本各1通を別に定める審査料とともに、専門医認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医更新申請書（別に定める）
- 2) 履歴書（別に定める）
- 3) 過去5年間の診療実績表（別に定める）
- 4) 過去5年間の業績目録（別に定める）

なお、業績目録においては、学術集会参加・学会発表・論文を基準点数化した専門医認定委員会の配点（別に定める）に従い、過去5年間で最低120点の単位を満たさなければならない。ただし、日本外傷学会への参加2回以上と、外傷診療を主題とする論文1編以上を必須とする。120点を超えていれば、対象期間内の全ての点数を申告する必要はない。

第16条 専門医の更新にあたり、特別の理由により5年間で総得点120点に満たないものは、有効期間満了年の申請期間に、次の各項に定める書類を専門医認定委員会に提出しなければならない（更新猶予申請）。

- 1) 専門医更新猶予申請書（書式自由）
- 2) 業績回復誓約書

第17条 前条による、更新猶予申請に対する審査は、専門医認定委員会および専門医制度委員会で行う。専門医制度委員会は、その結果を代表理事に報告する。

第18条 代表理事は、専門医制度委員会の報告に基づき、理事会の議を経て、更新猶予申請に対する判定を行う。

第19条 前条により、更新猶予が認められた者は、有効期間満了年以降の2年以内の申請期間に、本細則第6章第15条に定める手続きをとらなければならない。ただし、再認定

期間は、5年から保留期間を差し引いた年数である。

第7章 専門医研修施設の認定

第20条 専門医研修施設の認定を受けようとする施設は、次条に定める申請資格を有すると共に、本細則第8章第21条に定める申請書類を専門医研修施設認定委員会に提出しなければならない。

第21条 専門医研修施設の認定を申請する施設は、次に定めた条件を満たしていること。

- 1) 外傷専門医が1人以上常勤として勤務していること（常勤証明書を要す）
- 2) 日本外傷データベースの施設会員であり、AIS3以上の症例を年間50例以上、およびISS16以上の症例を年間25例以上、申請時の前年12月31日まで継続して3年以上登録していること
- 3) 死亡症例等に対するカンファレンスが行われ、記録が残されていること
- 4) 救急隊もしくは救急指令室からの電話連絡に対して医師自らが対応するホットラインを設置していること
- 5) 重症外傷患者を収容する病床及びICUを適当数有すること
- 6) 救命救急センターと同等またはそれに準ずる医療機器を備えていること

第8章 専門医研修施設認定申請書類

第22条 専門医研修施設の認定を申請する施設は、次の各項に定める申請書類全てを含む正副各本1通を別に定める審査料とともに、専門医研修施設認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医研修施設認定申請書（別に定める）
- 2) 外傷専門医の履歴書（別に定める）
- 3) 過去3年間の外傷患者数および診療実績表（別に定める）
- 4) 外傷専門医認定証のコピー

第9章 専門医研修施設の更新および申請書類

第23条 専門医研修施設の更新を申請する施設は、専門医研修施設の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類の正副本各1通を別に定める審査料とともに、専門医研修施設認定委員会に提出しなければならない。なお、第21条の条件を満たしていなければならない。

- 1) 専門医研修施設更新申請書（別に定める）
- 2) 外傷専門医の履歴書（別に定める）
- 3) 過去3年間の外傷患者数および診療実績表（別に定める）
- 4) 外傷専門医認定証のコピー

第 10 章 専門医研修施設資格の喪失

第 24 条 専門医研修施設は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 専門医研修施設の資格を辞退したとき
- 2) 専門医研修施設の更新をしなかったとき
- 3) 専門医研修施設の条件を満たさなくなったとき

第 25 条 専門医研修施設としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、専門医研修施設認定委員会、専門医制度委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。ただし、この場合その専門医研修施設に対し弁明の機会が与えられなければならない。

第 11 章 専門医および専門医研修施設の申請

第 26 条 専門医の新規認定申請の手続きは、本細則第 4 章第 13 条に従い、次の通りとする。

なお、専門医制度委員会は、専門医および専門医研修施設の審査に関する実施要項を機関誌、ホームページ等に公示する。

第 27 条 申請先および審査料送付先

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル

株式会社春恒社 学会事業部内

一般社団法人 日本外傷学会 事務局

第 28 条 すべての審査は、毎年その年度内に完了しなければならない。

第 12 章 専門医審査料および登録料

第 29 条 審査料は次の如くである。

認定審査料 20,000 円

更新審査料 10,000 円

第 30 条 既納の審査料は、返却しない。

第 31 条 専門医認定証の交付を受ける者は、登録料を納付しなければならない。

登録料は次の如くである。

認定登録料 30,000 円

更新登録料 30,000 円

第 32 条 既納の登録料は、返却しない。

第 13 章 専門医研修施設審査料および登録料

第 33 条 審査料は次の如くである。

認定審査料 20,000 円

更新審査料 20,000 円

第 34 条 既納の審査料は、返却しない。

第 35 条 専門医研修施設認定証の交付を受ける施設は、登録料を納付しなければならない。
登録料は次の如くである。

認定登録料 40,000 円

更新登録料 40,000 円

第 36 条 既納の登録料は、返却しない。

第 14 章 附則

第 37 条 この細則は、2014 年 7 月 23 日より施行する。

第 38 条 この細則は、専門医制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第 39 条 この細則の実施に関して生ずる疑義については、専門医認定委員会で審議し決定するものとする。

■専門医更新に必要な診療実績

●日本外傷学会専門医制度施行細則第 6 章第 15 条第 3 項

更新申請者は過去 5 年間に下記の 9 項目のうち 1. を含む最低 5 項目の診療に従事した経験を必要とする。

1. AIS4 点以上が 2 部位以上含まれる多発外傷
2. 頭頸部外傷 (AIS 3 点以上)
3. 顔面外傷 (AIS 3 点以上)
4. 胸部外傷 (AIS 3 点以上)
5. 腹部外傷 (AIS 3 点以上)
6. 骨盤外傷 (AIS 3 点以上)
7. 四肢外傷 (AIS 3 点以上)
8. 脊椎・脊髄外傷 (AIS 3 点以上)
9. 泌尿・生殖器外傷 (AIS 3 点以上)

■専門医更新に必要な業績目録

●日本外傷学会専門医制度施行細則第 6 章第 15 条第 4 項

専門医更新に必要な業績目録の配点を以下のとおりとする。

(1) 学術集会参加 (各学会参加 1 回についてのポイント) (日本外傷学会参加 2 回以上、上限 80 点)

日本外傷学会 20 点

外傷関連の国際学会 10 点

上記以外の学会 5 点

日本医学放射線学会 日本救急医学会 日本形成外科学会 日本外科学会

日本整形外科学会 日本脳神経外科学会 日本麻酔科学会 (50 音順)

(2) 学会発表 (外傷診療を主題とする発表)

1. 日本外傷学会学術集会

1-1 パネル・シンポ・講演等 (*1) 20 点

1-2 一般演題 (*1) 10 点

- 1-3 司会・座長 10 点
- 2. 国際学会
- 2-1 パネル・シンポ・講演等 (*1) 20 点
- 2-2 一般演題 (*1) 10 点
- 2-3 司会・座長 10 点
- 3. その他の学会
- 3-1 パネル・シンポ・講演等 (*1) 10 点
- 3-2 一般演題 (*1) 5 点
- 3-3 司会・座長 5 点
- 4. 日本外傷学会主催の講演会・セミナー (演者, 受講等) 5 点

*1: 点数は筆頭演者の場合であり, 共同演者の場合は上記点数を全演者の数で除した点数 (切り上げ) にする.

(3) 論文 (外傷学診療を主題とする論文, 1 編以上)

- 1. 日本外傷学会雑誌 (筆頭・共著) (*2) 30 点
- 2. 査読のある雑誌に掲載された英文論文 (筆頭・共著) (*2)
原著・総説 30 点、 症例報告・その他 20 点
- 3. 日本外傷学会雑誌以外の査読のある雑誌に掲載された和文論文 (筆頭・共著) (*2) 10 点
- 4. 査読のない雑誌または書籍 (分担執筆を含む) (筆頭のみ) 2編で10 点 (*3)

*2: 点数は筆頭著者の場合であり, 共著者の場合は上記点数を全執筆者の数で除した点数 (切り上げ) にする.

*3: 各種地方会誌、学内誌、商業誌への投稿論文や, 査読がないと判断される英文論文はここに含む. 配点は「2 編単位」で, 1 編は認めない. なお, 論文内容および雑誌の適否は専門医認定委員会で厳正に審査する.

(4) 教育活動 (上限 20 点)

- 1. JATEC コース
- 1-1 コースディレクター, コースコーディネータ, インストラクター 5 点
- 2. 災害訓練・研修
- 2-1 災害訓練・研修コースの開催 10 点
- 2-2 災害訓練等への参加 5 点
- 2-3 DMAT 研修への参加 5 点

以上の各項目 (先頭の数字を区分番号とする) と基準点数を一覧表に記入し, 学術集会や講演会・セミナーの場合, 参加は参加章 (証) (コピー可) を, 発表に関してはプログラムや抄録のコピーを, 論文の場合は別刷り (コピー可) を, 教育活動は参加や開催など各項目 (主催者証明, 院長証明など) を証明できるものを添付しなければならない.